

教職の日米比較から考える 日本版 Teachers Pay Teachers の可能性

楠 山 研*

The Possibility of “Teachers Pay Teachers” in Japan

Ken KUSUYAMA

1. はじめに

アメリカに、Teachers Pay Teachersというウェブサイトがある（www.TeachersPayTeachers.com）。これは学校教員が自作した教材や設計したカリキュラムを売り、またそれを買うことができる仮想マーケットである。200万を超える数のアイテムが出品されており、多くは1～10ドルといった安価なものであるが、例えばCNNの報道によればこれまで100万ドル稼いだ教員もいるという¹。

これを日本に導入すると、教員の多忙をはじめとする多くの問題に対して大きな効果が期待できる。まず教員が他の教員の教材やアイデアを安価で購入することで、子どもへの対応などその他のことに使える時間が増える。その時間を利用して、その教材をそれぞれの地域や学校の状況に適したものに改善することも可能であろう。また教材作りが得意な教員にとっては、作成した教材が売れることによって、教材作りへのモチベーションが上がり、よりよい教材が生まれる可能性が高まる。絵を描くことが得意な教員、授業の流れを作るのが得意な教員、ちょっとしたアイデアを思いつくのが得意な教員などが、それぞれの強みを生かし、弱みを補うことができ、ネットを通じて全国レベルでの教員の共同制作も可能になる。教材作成をきっかけに全国的な教員の交流の輪が広がる可能性もある。

このようにTeachers Pay Teachersは、選りすぐりの教材を使うことで授業の質の向上が期待でき、教員に子どもたちとじっくり向き合う時間を創り出す可能性もあり、最終的に子どもたちのためになる。教員にとっても、そして子どもにとってもメリットが大きいシステムだと考えられる。しかし、これを日本に導入することを考えた場合、おそらくアメリカでは起こらない議論や課題が発生すると思われる。つまり、このTeachers Pay Teachersの導入をめぐる起こるであろう問題は、そのまま日本とアメリカの教員の働き方や習慣、待遇の違いを示すものなのである。

そこで本稿では、日本の教員の多忙という現状を踏まえ、これを緩和し、授業の質を向上させる可能性をもつものとして、まずTeachers Pay Teachersの仕組みを確認する。その上でこれを日本に導入した場合、どのような議論が起こり、どのような課題が生じるのかについて、日米の学校や教員の働き方などの違いにも言及しながら検討する。最後に、

* 教育学部人間発達講座

¹ YouTube内CNNチャンネル（<https://www.youtube.com/watch?v=f9ediTKt6a8>）2016年10月28日確認。

そうした議論や課題を一旦保留しつつ、いち早く日本の教員が Teachers Pay Teachers のメリットを享受できるような仕組みとして、日本版 Teachers Pay Teachers ともいえる形を構想し、その可能性を探る。

2. 日本の教員の多忙と特徴

日本では教員の多忙化が指摘されて久しいが、めばしい改善はみられないまま、相変わらず忙しい日々が続いている。授業、授業準備、校務分掌、会議、行事、部活動、研修…。教員にさまざまな仕事が課せられている現状では、教科書を分析し、綿密に授業を計画し、これを可能にする教材を作成する時間は非常に限られている。教員が忙しいことが即問題になるとはいえないが、教員の主たる仕事である授業の質の維持および向上に影響が及ぶことは深刻な事態といえよう。教科書の内容と教室の子どもたちの現状を踏まえ、アイデアをめぐらせ、細部までこだわった教材を作成する時間が奪われていることは、子どもたちにとって大きな損失である。こうした問題については、現在各地で進められている行事の精選や事務書類の削減などに加えて、教員の増員や教員の仕事の抜本的な見直しが必要であることは言うまでもない。

一方で、日本は世界的にみてもかなり高度のレベルで、教える内容や教える順序が全国的に統一されているという特徴がある。義務教育段階であれば、採用する教科書による違いは多少あったとしても、学習指導要領に合わせて全国でほぼ同じことをほぼ同時期に教えている。つまり、常に莫大な数の教員が、ほぼ同時期に、同じ教科書、同じ内容について、これをどうやって教えるか、そのためにどのような教材を作成したらよいか頭を悩ませていることになる。それぞれの目の前の子どもたちを意識して作成するという意味で、最終的な完成形は異なるかもしれないが、基礎的な要素は同じはずであり、中には全く同じものが全国でいくつも生み出されていても不思議はない。これは、教員の成長の過程として本来あるべき姿ではあるが、このように多忙が続き、一寸の間も惜しい状況では、すでにあるものは共有して、ムダはできるだけ省きたいところである。

また、小学校の場合、教員は毎年別の学年を担当することが多い。そのため練りに練って工夫した教材を作成しても、それを次に使用する機会は数年後である。その時には学習指導要領が変わっていたりして、前回作成した教材が使用できないことも少なくない。それでも、目の前の子どもたちのことを考え、策を練ることもまた本来あるべき教員の役割ではあるが、これも現状を鑑みると、難しいと言わざるをえない。1、2回しか使えないものを、単元ごと授業ごとに時間をかけて作成することは非常に困難であり、どうせ数回しか使えないなら作らない方がよいと考えても、その教員を責めることはできないだろう。

しかし一方で、そうした教材の作成が得意で、子どもたちが夢中になる教材を、たいして時間をかけずに次々と生み出せる教員が数多くいることも確かである。筆者が勤務する教育学部でも、ちょっとした時間で、驚くような教材をさらりと作り上げてくる学生を見かけることがある。模擬授業で1回だけ使うためであっても、センス、と一言で片付けるには惜しいほどの、優れた教材や仕掛けに驚かされることも多い。しかし、そんな彼女らが教員となった時、そうしたアイデアあふれる教材を作り続けられるかと考えると、不安を抱かずにはいられない。

また、せっかく作った優れた教材を他の教員と共有することも、あまり進んでいないものと思われる。通常、個人的に作成した教材は、研究授業で紹介したり、親しい教員同士で共有したりしない限り、基本的にはその教員個人が保有し、使用している。よって、その教員が異動してしまえば、学校にその財産は残らない。またそもそも教材は、その教員の授業スタイルと連動しており、隣のクラスの教員が作成した教材を自分も簡単に使えるとは限らない。

こうした点をふまえ、ネット上で公開している教材が一部でみられるが、教員の数を考えると、ほんのごく一部にとどまっている。またそうした共有は無料で行われており、教材を作るのが得意な教員から苦手な教員への一方的なボランティアのようになっている。近年、教員評価の一つの方法として、児童・生徒や保護者の授業評価を取り入れる自治体が増加している。その結果の給与・賞与への反映が現実味を帯びるなかで、教材を提供する側にはメリットがほとんどない。今後は、よい教材であればあるほど、本人が外に出ないように管理し、結局その恩恵を受ける子どもが少なくなるという可能性もある。

このように日本では多くの教員が同時に同じ内容について考えており、教材作りが得意な教員が一定程度存在しているながら、苦心して作成した教材の多くは数回しか使えず、共有も進んでいない。こうした特徴を考えた時、アメリカの Teachers Pay Teachers を日本に導入することは、ムダを省き、授業の質を向上させる大きな可能性を持っていると考えられる。

3. Teachers Pay Teachers の仕組み

ここで Teachers Pay Teachers の概要について、確認しておくことにしよう²。

Teachers Pay Teachers はニューヨーク市の公立学校教員 Paul Edelman が設立したウェブサイト上の仮想マーケットである。彼は、大学院修了後赴任した学校で、他の教員が作成した教材を使って授業をしてとてもうまくいったことに刺激を受け、教材に関心をもった。しかしその学校にいる教員としかつながりがないことを残念に思い、これを打破するために、Teachers Pay Teachers を構想したという。

Teachers Pay Teachers のウェブサイトによれば、創設以来、教員が稼いだ金額は2億5千万ドルにのぼり、現在の登録会員数は400万人、アイテムは220万以上となっている。ここで扱われているアイテムは教材に限らず、例えばレスンプランとユニット、連絡ノート (Interactive Notebooks)、タスクカード、活動、ゲーム、コモンコア素材、教室のポスターや飾りなどがある。つまり、教材やポスターといったモノに限らず、カリキュラム案やアイデアも売買できるようになっている。

それでは具体的にウェブサイトをみてみよう。

二人の人が支え合ってリングとなっているデザインが印象的なトップページは、とてもシンプルで落ち着いた作りとなっている。左側には、FEATURED として、季節ものの教材や最近よく売れている教材、定番の教材等があげられており、その下の欄では、学年、教科、価格帯などの要素により、自分が必要とするアイテムに絞っていくことができる。

² 以下、Teachers Pay Teachers に関する情報は、特に断りのない限り、Teachers Pay Teachers ウェブサイトによるものである。<https://www.teacherspayteachers.com/> 利用者数のデータ等は2016年10月28日現在のものである。

例えば、「小学校1年生」の「算数」で「数字」に関する「5ドル以下」の教材、のように進んでいけば、求める教材を表示させることができる。

検索機能もあり、試みにトップにある検索窓に「Japan」と入れると、3,211件のアイテムがヒットする。内容は、社会科 (social studies) の地理や歴史、アジアに関する学習等で用いるカードや塗り絵、本などの教材が多い。また授業でなくても、例えばいじめ (bully) で検索すれば、いじめ防止用ポスターなどが数多くヒットする。この中からサンプル画像などを参考に商品を選び、購入手続きを済ませると、教材の多くは PDF ファイルや ZIP ファイルですぐにダウンロードできる。

商品の検索は誰でもできるが、アイテムを購入したり、出品したりするには会員になる必要がある。購入のみ可能な通常会員と、出品することが可能になる出品会員はともに会費は無料である。出品会員は自作教材1件につき30セントの手数料が必要であり、売れた場合利益の最大60%が出品者にロイヤリティとして支払われる。年間59.95ドルの会費を必要とするプレミアム会員になると、出品者の取り分が85%となり、3ドル以上の商品については手数料が不要になったり、ホームページを設置できたりといった特典がある。

作成者の多くが教員であるため、それぞれの作成者のホームページの情報が豊富である。その教員が出品している教材のリストだけでなく、これまで作成した教材に対する利用者からの評価やコメント、出品者に直接質問できるコーナーもあり、出品者のプロフィールを掲載するページもある。そこには、教師としての経験、教師としての自分のスタイルや考え方、受賞歴、学歴、関心があることなどが掲載されている。通常、インターネットショッピングにおいて購入者が出品者を調べる際には、これまで商品発送等で問題を起こしていないかといった部分の信頼性を重視するが、教材については、その教材自体の良さに加えて、それがどのような教育的思想や背景をもつ人が開発したのかという点も重視されるのであろう。気に入った教員を登録しておけば、その教員が新作を出品したことを知らせてくれる機能もある。

公費での購入について、Teachers Pay Teachers 設立当初は教員が購入した教材の費用は教員自身が立て替えておき、あとで学校に請求するしかなかったが、その後サイト内に法人対応のページができたことにより、直接学校の費用で購入することが可能になっている³。

その他、一般的なインターネットショッピングサイトにあるような機能は一通りそろっている。例えばスマートフォン用のアプリも準備されており、より手軽に買うことができる。新規会員には10のアイテムを無料でダウンロードできるクーポンがプレゼントされる。またこの Teachers Pay Teachers での購入に特化したギフトカードも販売されている。額面は25~500ドルまでを選ぶことができ、メッセージをつけて直接相手にメールでプレゼントすることができる。

このように、Teachers Pay Teachers は、他のインターネットショッピングサイトと同様に、シンプルでわかりやすく、手軽に購入しすぐに使うことができるようになってい

³ Teachers Pay Teachers ウェブサイト内 For school コーナー、および MashableAsia ウェブサイト内の記事「Kindergarten Teacher Earns \$700,000 by Selling Lesson Plans Online」(2012年3月18日)による。<http://mashable.com/2012/05/17/teachers-pay-teachers/#qY8ezmRpGkqu> 2016年10月28日確認。

る。

4. アメリカの教員の特徴から考える Teachers Pay Teachers の成功要因

ここで、アメリカで Teachers Pay Teachers が成功した理由について、アメリカの学校や教員の特徴から考えてみる。具体的には、教員の独立性尊重、コモンコアという新しい流れ、学校文化という観点から検討していく。

日本では同僚教員がお互いの授業を見て検討し合う授業研究が盛んに行われており、これが日本の教育の優れた点として海外からも評価され、日本を参考に導入した国や学校もある⁴。一方、アメリカでは一般的に教員一人一人の独立性が高く、そうした教員への信頼がよい教育を生み出すという考え方が強い。よって場合によっては校長でさえ教室に許可なく入れなかったりする。また、日本のような職員室がないことが多く、教員同士の横のつながりが一般的に少なく、研究授業も教員次第となっている。そうした意味で、Teachers Pay Teachers は、一人で授業作りを考えなければならないアメリカの教員にとってとても有効なシステムといえる。

これについては、教員の異動や担当学年との関連も指摘できる。地域にもよるが一般的にアメリカの教員は、自ら望まなければ異動することは少ない。また、小学校教員は全年をまんべんなく担当するよりも、特定の学年を長く受け持ち専門性を高める場合が多い。30年間ずっと同じ学校で小学校3年生を教えてきたというおばあさんがいたりする。そのため、教員は集中して1つの年齢層の教育を考えることができる。1つ教材を作成すればそれは毎年利用することが可能である。よって例えば小学校3年生を担当する全国の教員同士で教材を共有できることはとても有効といえよう。

こうした伝統的な傾向に加えて、コモンコアという新しい共通カリキュラムの登場が Teachers Pay Teachers にとって追い風となっている。前節のアイテムの分類にも登場していたコモンコアとは、現在多くの州が導入しているカリキュラムである。アメリカでは従来、それぞれの州や学区に教育内容が任されていたが、学力問題、格差問題等の解決を主たる目的として、州の中で統一のカリキュラムを組み、統一テストを実施し、そこで問題が解決しない学校に対して責任を求めようになった。コモンコアはそうした流れの中で連邦政府の推奨のもと、全国規模で導入が進められているカリキュラムである。その特徴は様々であるが、ただ教えるのではなく、考える過程や表現力の育成を重視する側面がある。よって、このコモンコアに基づく新しい授業が求められている学校や教員にとって、州を超えてアイデアを得ることができる Teachers Pay Teachers はとてもありがたい存在ということになる。Teachers Pay Teachers もコモンコアは重要なターゲットと考えており、コモンコアに特化した教材が20万4千件以上あることをアピールポイントの一つにあげている。

また、ギフトカードを発行していることは、アメリカの学校文化と切り離せない関係がある。例えばある学校では、年度初めや教員への感謝週間などの際に、保護者が学校や教員に寄付という形で文具を提供する機会があり、その時に示される「教員が今必要としているものリスト」には、大手文具店で使用できるギフトカードが載っていることがある。こうした意味で、Teachers Pay Teachers のギフトカードを教員に寄付することで、保

⁴ 例えば、「日本流教育実は世界が注目」『朝日新聞』2008年4月4日。

護者の授業の充実への期待を形にすることができる。

このように教員個人の独立性を尊重する傾向のあるアメリカの学校文化において、Teachers Pay Teachersは他の教員から情報や教材を得られるという点で重要な役割を果たしており、またそれに合わせた形態をとってきた。さらにコモンコアの登場により多くの州で同じ目的を持っている教員が増えている状況になって、追い風が吹いているといえよう。

5. Teachers Pay Teachers を日本に導入した場合の利点

それではこのようにアメリカの学校や教員にマッチしているシステムを日本に導入したら、どうなるであろうか。まずは、少なくとも障壁を考えないこととして、こうした特徴をもつ Teachers Pay Teachers がそのまま日本に進出してきた場合、どのような利点があるか検討していくことにする。

まず購入する側の立場から考えてみることにしよう。教材を作り慣れていない若手教員や教職課程の学生にとっては、これまで身近な特定の教員のものしか見られなかった教材を多くみることができ、教材作りのノウハウや使用法を直接学ぶこともできるようになる。またアイデアを思いついてもセンスや画力、手先の器用さ、パソコンの習熟度等の問題により自作できないで困っている教員は、多くの選択肢から自らの考えに合う教材を選択することができる。また時には出品している教員に要望を出して、自分が求める教材を作成してもらうことも可能になる。こうした教員にとって、数百円程度で購入できる教材があれば、自費で購入する場合も多いであろう。もちろんこれが公費で購入できるようになれば、なお一層購入する教員が増えることは言うまでもない。その他、大学教員や塾・予備校講師等の需要も一定程度見込めよう。

学校としても、一定程度の教材を収集しておけば、教員の異動があっても同じ質の教育を継続するための支援が可能になる。またサイト自体への評価が高まれば、例えば地方自治体や学校が教育改善のための予算を利用してギフトカードを一括購入し、各教員に配布するといった方法が考えられる。

次に、出品する側の立場から考えてみる。出品するのは普段から教材を作り慣れており、そうしたことが好きな教員であるため、これが売れるとなれば、より一層工夫をこらしたものが続々と登場してくることになる。自分が数回使うためだけに作成するよりも、全国で多くの人に使われることはおそらく喜びとなるであろうし、もともと好きな教材作りがちょっとしたお小遣い稼ぎになることは、作成の動機付けとして大きな効果があるはずである。加えて Teachers Pay Teachers にはフィードバックのシステムがあり、購入して使用した教員の評価や教材の課題が報告されるため、これも教材の改良や新たな教材の開発につながることになる。

また前述したように、教育学部に限らない学生の中にもそうしたことが得意な者が少なくないため、アルバイト感覚で教材を作成し、出品する者もいるであろう。これまで大学の授業で1度きりひっそりと使われ、そのまま捨てられていた中にも、全国の教員が必要とするアイデアが含まれていたと思われる。現職教員に比べて時間がある学生が果たす役割は、想像以上に大きいかもしれない。また臨時採用や非常勤などの不安定な身分で、しかも勤務時間が短い場合はその時間をアルバイトとしての教材作りに使える可能性があ

る。

そして、全国規模で教材の開発や改善が進められる可能性がある。他の教員の出品作品をみれば、全国でどのようなレベルのどのような教材が作成されているのかを見ることができると、それらに刺激やアイデアを得て、より一層高度な教材が生まれる可能性がある。全国でばらばらに教材を作成し、自分だけが使っていた教材が広く知られ、使用されるようになれば、お互いに刺激しあって切磋琢磨することにより、全国の教員が協力してよりよい教材づくりを進めるような状況が生まれることにつながる。自ら積極的に教材を作っていなかった教員も、他人の教材をみることで教材の作り方の見当が付き、新たに作成するようになる可能性もある。こうして、会ったことのない教員同士がこのウェブサイトを通じて交流し、ともに刺激しあい、アイデアを出すのが得意な教員、理論に精通した教員などが協力して、共同制作の教材ができあがることも期待できる。とくに小学校外国語活動のように、テキストが共通で、かつ開始されたばかりで十分な教材が揃っていないケースでは、そうした取組の効果は大きい。

児童・生徒や保護者にとっては、教員にとっての教材の選択肢が広がることによって、子どもを夢中にさせたり、刺激を与えたり、教え方が向上したり、授業の質があがったりと、利益となる部分ははかりしれない。

6. Teachers Pay Teachers 導入により起こるであろう議論と課題

それでは、日本でこうした状況が広がることによって、どのような問題が発生するであろうか。

ここまでみてきたように、Teachers Pay Teachers によって、優れた教材が教員の中で共有され、作成する教員へのモチベーションにもつながり、それが授業の質の向上につながり、最終的に子どもたちの利益になる。その効果がとても大きいことは、教育に関わる多くの人々が認めるところであろう。しかし、これを日本で導入することを考えた場合、法的にも、それ以外の部分でも課題がある。

(1) 教育公務員の兼業規定

まず日本の公務員には国家公務員、地方公務員に限らず、兼業に関する規定が存在する。また教員については教育公務員特例法が定められており、そこに兼業等に関する規定がある。

教育公務員特例法⁵ 第17条（兼職及び他の事業等の従事）

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。第二十三条第二項及び第二十四条第二項において同じ。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

⁵ e-Gov 法令データ提供システム「教育公務員特例法」<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S24/S24HO001.html> 2016年10月28日確認。

2 前項の場合においては、地方公務員法第三十八条第二項の規定により人事委員会が定める許可の基準によることを要しない。

つまり、公務員である教員、教育公務員は、教育に関する他の事業や事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者である教育委員会が認めれば、従事することが可能とされている。第2項で言及されている地方公務員法第38条には、同様の事態に対して「任命権者の許可を受けなければ…いかなる事業若しくは事務にも従事してはならない」と書かれていることに比べると、教員という職務の特殊性によって、一般公務員よりもその条件を緩和していると読むことができる。地方公務員法第38条第2項には、人事委員会が許可の基準を定めることができるとなっているが、これも教育公務員特例法第17条第2項により、この規定が当該自治体にあったとしても、教員はその定めには従わなくてよいことになっている⁶。

つまり、任命権者である教育委員会が認めれば、可能ということになっている。では教育委員会はどのような基準でこれを決めているのであろうか。もともとこの規定における教育に関する事業や事務とは、本務校とは別の学校での非常勤講師や講演などを想定していると考えられる。その場合、Teachers Pay Teachersのような、教材を作成してそれを売るという行為が、教育に関する事業と認められるかどうかは、判断が難しいところである。理想としては、任命権者である教育委員会がこれを教育に関する事業として認めることで解決するのだが、前例がなく、また他の教育委員会との足並みを揃える必要がある組織として、これには相当の時間と議論を必要とするであろう。

なお、アメリカの公立学校教員の兼業については、州や地域の規定がさまざまであるために一概に言うことはできないが、一般的にアメリカでは、公務員の兼業に日本より寛容な面がみられる。教員も夏休みなどの長期休暇中は、契約によってはそもそも給与が支払われず、塾の講師をしたり、サマースクールの先生をすることがある。またこれも一般論であるが、日本の教員が勤務時間外も教員としての振るまいが求められ、突然の招集があったりするのは対照的に、アメリカでは勤務時間中のみ教員であるという考え方が、教員に限らず他の職業でも当たり前であることも関連していよう。

(2)それ以外の課題

こうした法的な問題に限らず、教員として、公務員としてどうなのかという議論が出てくると思われる。例えば出品する側の問題として、出品するための教材作りに夢中になり、本務がおろそかになるかもしれないという懸念は必ず登場するであろう。そもそもそれを防ぐために公務員の副業禁止規定があるといってもよい。これについては、どう考えるべきであろうか。まず、多くの出品者は趣味の域を出ず、ほんのちょっとしたお小遣い程度の収入しか得られないのが現実である。そうであるならば、本務をいい加減にして教材作りに励むケースは非常に少ないと思われ、それのみによって問題が発生することは考えにくい。もちろん中には、アメリカでも報道されているような、本務を上回る収入を得る教員がごく少数出てくる可能性がある。その場合でも、本人が教職を続けようと思うのであ

⁶ e-Gov 法令データ提供システム「地方公務員法」http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S_25/S_25_HO_261.html 2016年10月28日確認。

れば、本務をおろそかにするとは思えない。学校としても、決められた職務をこなしていれば問題がないし、本務の遂行に支障があると認められるならば何らかの行動を起こさなければならぬのは、現状の様々な問題と同様である。

ただし、次のような課題はどうであろう。それは勤務時間中に作成した教材を出品することをどう考えるかということである。教員が勤務時間外に自宅で作成した教材を売りに出したのなら、おそらく問題とはならないが、教材という性質を考えた時、それはなかなか考えにくい。教材は言うまでもなく授業のために作成するものであり、通常勤務中に作成することになるであろう。またその教材を授業で使用することで、効果や欠点を確認でき、それが改善につながる。これは教材作りの基本である。こうして作成した教材を売りに出すということは、おそらくアメリカであれば全く問題にならないことであろうが、日本では一定の議論が生じる。公務員が勤務中に勤務する施設の設備を利用して作成したものを売りに出して儲けるということには異論が生じるであろう。日本に Teachers Pay Teachers ができたとしても、勤務時間中に作成したものは出品してはならない、授業中にその効果を試してはならない、といった規定ができてしまいかねず、それは最終的に子どものためにならない。そもそもその教材がいつ作成されたのかは判断が難しいものであり、カリキュラム案などのアイデアの出品であればなおさらであろう。あの先生は部活指導をさぼって教材を作り儲けている、といった噂が立つ可能性もある。実際にはそのチェックが難しく、こうした規定に効果があるとは思えないが、そうした雰囲気ができることは Teachers Pay Teachers の主旨に合わない。よってこの問題は検討課題として残る可能性が高いといえよう。

また、かつて日本でも問題になったことがあり、現在もそうした問題に直面している国があるように、教科書や教材の購入は、大量に購入することや近い関係者が作成に携わることが多いことなどにより、贈収賄などの不正が起りやすい性質がある。Teachers Pay Teachers で扱う教材の一つ一つは安価であっても、クラスや学年の人数分必要な教材であればかなりの金額となる。知り合いの教員同士で、お互いが作成した教材を公費で購入しあうことがありうるが、それが本当に必要な教材であったのかどうかの判断は難しい面がある。よってここには教員組織への信頼の問題も絡んで、おそらく議論の対象となるであろう。

こうして日本の現状を考えた時、アメリカほど簡単ではないことは、多くの教育関係者が共通して感じることであろう。教員への風当たりが優しいとはいえない現状において、教員が勤務時間内に作成した教材を売って儲けているということは、全員に賛成してもらうことは難しい。それがすることによる効果を広く知ってもらうことが先といえるかもしれない。

7. 日本版 Teachers Pay Teachers

しかしこうしている間にも、教材について教員が全国で同じように悩んでいる状況が続いている。そうしたことを考えた時、法規制の緩和や議論の発展を求めると同時に、それを一旦保留しつつ、すぐにできるものとして、日本版 Teachers Pay Teachers といえる形が何か考えられはしないだろうか。

この Teachers Pay Teachers の成功と失敗を決めるのは、間違いなく利用者の数であ

る。こうしたサイトは利用者が多くなければ、よりよい教材はうまれにくい。どれだけ多くの教材が出品され、どれだけ多くの教員が購入するかという点が重要である。その点で、日本の幼小中高特別支援学校教員のうち84%以上、小中学校に限れば96%を越える公立学校教員⁷が、少なくとも出品ができないということになれば、日本での導入による効果はほとんどないに均しいことになる。よって、ここでは、教員のモチベーションを上げるとともに、公立学校教員を含めてそこに参加する教員を増やすという視点から検討していく。

日本にも、教員同士がインターネットを通じて教材を共有するシステムがある。著名なものとしては SENSEI NOTE があり、こちらは将来的に教材のアイデアを出した教員に報酬を支払えるようなシステムを目指してはいるが、そもそもの設立主旨としてお金を儲けることを考えてはいない⁸。これではやはりボランティアに近く、参加者は限られてくることになる。

まず考えられるのは、特区認定をめざすことであろう。地域や期限を定めて実施することができれば、一定の効果を得られると考えられる。ただしこの方法は法改正を必要としないといえども、一定の支持を得られなければならないため、その前に小さな実践を通じて事業を具体的なものとし、その効果を見えるものしておく必要がある。そのための実践として、以下にいくつかの案を挙げることにする。

まず、副業禁止規定がない、あるいはゆるやかである私立学校教員だけで始めるという方法がある。公立学校教員に比べると圧倒的に数は少ないが、専任であれば異動が少なく、地域に根ざした教材が蓄積されている可能性が高い。よって数は少ないものの、個性的な教材が一定程度集められる可能性があり、その利用価値は高いと思われる。購入は公立学校教員でもできるため、優れた教材の共有や発展が進む可能性がある。こうしたシステムを利用しているうちに、公立学校教員の側からも出品したいという希望がでてくるようになれば、社会を動かす可能性もゼロではない。

他には、学校がとりまとめて、運営するという方法が考えられる。教員個人が利益を得ることができないのなら、学校が出品者となることを認め、学校として出品し、学校が収益を得るという方法である。これも公立学校の場合公的な収入となってしまうため、その運用は簡単ではないが、そうした収益が何らかの形で教材を作成した教員個人に反映されるような仕組みにすれば、教員のモチベーションを上げることが可能であろう。

もうひとつ考えられるのは、地方自治体内で使えるポイント制にするという方法である。ほとんどの公立学校教員が定年まで同一自治体内で勤務し続けるという日本の制度の特徴を活かし、自治体の中で Teachers Pay Teachers のようなシステムを運営する方法である。売買についてはお金を使わず、ポイントを利用する。そこで教員個人が貯めたポイントは Teachers Pay Teachers 内での購入に使えるのはもちろん、教具の購入や海外研修など他の面でも使えるようにすれば、効果はあがっていくであろう。このシステムを例えば東京都が採用した場合、その対象となる人数は莫大であり、かなりの効果を見込む

⁷ 文部科学統計要覧（平成27年度版）より筆者計算。http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/002/002b/1356065.htm 2016年10月28日確認。

⁸ SENSEI NOTE 設立者へのインタビュー記事による。教員ステーションウェブサイト内 http://www.kyoushi.jp/entries/936 2016年10月28日確認。

ことができる。また、地方の小さな自治体であっても、その地域が持つ特徴や習慣、行事に合わせた教材を共有することは重要である。とくに優れた教材は自治体自身が買い取って地域内の学校に配布することもできよう。隣接する数県が共同で運営すれば、その絶対的な参加者数を増やすことが可能である。

8. おわりに

ここまでみてきたように、Teachers Pay Teachers は誰も損をしない、優れた仕組みである。そこに金銭がからむことはとても重要な要素であり、また同時に問題の発生を促しうる諸刃の刃である。第7節では、現実的な対処として学校や自治体がからむ方法について検討してみたが、やはりそれでは、インターネットを利用して手軽に出品でき、手軽に購入できるという、このシステムの大きな魅力の一つが失われてしまう。

自ら考えた教材が評価されること、そうした教材を活用して授業がうまくいくことは、教員としての誇りやプライドを向上させるものである。そうしたことの積み重ねも、今の日本の教育に強く求められている部分ではないだろうか。教職は聖なる職といった考え方はこれまで、日本における教員の地位の向上、優秀な学生の教職志望増に貢献してきたが、一方で人々の教員への視線を厳しくし、教員自身もその視線や自己規制と格闘し、苦しんできた。そろそろそうした鎧を脱ぎ捨てて、1人のアイデアを持った人として、教員を評価し、教員がやりがいをもって取り組める場所を提供するのも一つの考え方ではないだろうか。その際何よりも大切なのは、最終的に子どもたちのためになるかどうか、である。稼げるようになるからという理由で、教員という職業的地位の安定性を揺るがしたり、給与を下げたりすることが、子どもたちの利益にならないことは言うまでもない。